

令和8年度例月現金出納検査実施計画

1 検査目的

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、「令和8年度監査等年間計画」に基づき、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計に係る現金の出納及び保管の状況について、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査を実施する。

2 検査対象及び対象機関

検査の対象は、次の会計及び基金に属する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預金）の出納及び保管状況とする。

- (1) 一般会計、特別会計及び基金【出納局】
- (2) 公営企業会計（電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計）【企業局】
- (3) 公営企業会計（流域下水道事業会計）【県土整備部】

3 検査実施項目

- (1) 出納計数の正否
- (2) 出納事務並びに出納手続の適否
- (3) 現金の出納に係る事務処理の適否
- (4) その他必要と認める事項

4 検査実施体制

検査の実施に当たっては、次のとおり会計を区分し、各区分に事務局職員又は監査専門委員を2名配置する（主担当1名、副担当1名）。

- (1) 一般会計、雑部金
- (2) 特別会計、基金
- (3) 電気事業会計
- (4) 温泉事業会計
- (5) 地域振興事業会計
- (6) 流域下水道事業会計

5 検査実施方法

- (1) 検査は、検査資料の提出を求め、事務局職員又は監査専門委員が書面による予備検査を行う。
- (2) 監査委員は、予備検査の結果に基づき、書面による検査を行う。
- (3) 監査委員が必要と認めるときは、会計管理者、公営企業管理者、県土整備部長又は対象機関職員から説明を聴取（以下「概況聴取」という。）する。

6 検査実施時期

検査の日程は、別表のとおりとする。

なお、監査委員が概況聴取を行う必要があると認めるときは、別途日程を調整の上、実施するものとする。

7 提出資料

提出資料は、別に定める。

8 検査結果の取扱い

地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を議会及び知事に提出する。

(別表)

年月日	検査対象月
R8. 4. 30 (木)	令和7年度3月分
R8. 5. 29 (金)	令和7年度4月分 令和8年度4月分
R8. 6. 30 (火)	令和7年度5月分 令和8年度5月分
R8. 7. 30 (木)	令和8年度6月分
R8. 8. 28 (金)	令和8年度7月分
R8. 9. 30 (水)	令和8年度8月分
R8. 10. 30 (金)	令和8年度9月分
R8. 11. 30 (月)	令和8年度10月分
R8. 12. 28 (月)	令和8年度11月分
R9. 1. 29 (金)	令和8年度12月分
R9. 2. 26 (金)	令和8年度1月分
R9. 3. 30 (火)	令和8年度2月分